別表の第2章通則の11のハ⑴から⑷までを次のように改める。

⑴　同一日に2人
①　週3日目まで　30分以上の場合　575点
②　週3日目まで　30分未満の場合　440点
③　週4日目以降　30分以上の場合　675点
④　週4日目以降　30分未満の場合　525点

⑵　同一日に3人以上
①　週3日目まで　30分以上の場合　288点
②　週3日目まで　30分未満の場合　220点
③　週4日目以降　30分以上の場合　338点
④　週4日目以降　30分未満の場合　263点

別表の第2章通則の11の注7中「限度として」の下に「、患者1人につきそれぞれ所定点数を」を加える。

別表の第3章通則の1のハ⑴から⑷までを次のように改める。

⑴　同一日に2人
①　週3日目まで　30分以上の場合　555点
②　週3日目まで　30分未満の場合　425点
③　週4日目以降　30分以上の場合　655点
④　週4日目以降　30分未満の場合　510点

⑵　同一日に3人以上
①　週3日目まで　30分以上の場合　278点
②　週3日目まで　30分未満の場合　213点
③　週4日目以降　30分以上の場合　328点
④　週4日目以降　30分未満の場合　255点

別表の第3章通則の2のイ中「730点」を「740点」に改め、同2のロ中「295点」を「298点」に改める。

○厚生労働省告示第百五十九号

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第百七十九号）第二十六条第二項及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和三十年政令第二百五十五号）第十七条第一項の規定に基づき、都道府県が行う補助金等の交付に関する事務（平成十二年厚生省告示第二百六十五号）の一部を次のように改正したので、同条第四項の規定に基づき公示する。ただし、この公示による改正後の都道府県が行う補助金等の交付に関する事務の規定は、平成二十六年度以降の予算により支出される補助金等の交付に関する事務について適用し、平成二十五年度以前の予算により支出された補助金等の交付に関する事務については、なお従前の例による。

平成二十六年三月三十一日　厚生労働大臣　田村　憲久

表の上欄中「（項）　生活保護費　（目）　生活保護費等負担金（市町村（指定都市等を除き、特別区を含む。）に係るものに限る。）」を「（項）　生活保護費　（目）　生活扶助費等負担金（市町村（指定都市等を除き、特別区を含む。）に係るものに限る。）　（目）　医療扶助費等負担金（市町村（指定都市等を除き、特別区を含む。）に係るものに限る。）　（目）　介護扶助費等負担金（市町村（指定都市等を除き、特別区を含む。）に係るものに限る。）」

○厚生労働省告示第百六十号

健康保険法施行規則等の一部を改正する省令（平成二十年厚生労働省令第七十七号）附則第十五条の規定によりなおその効力を有するものとされ同条の規定により読み替えられた国民健康保険法による被用者保険等保険者拠出金等の算定等に関する省令（昭和五十九年厚生省令第五十五号）第二条の三の規定に基づき、健康保険法施行規則等の一部を改正する省令附則第十五条の規定によりなおその効力を有するものとされ同条の規定により読み替えられた国民健康保険法による被用者保険等保険者拠出金等の算定等に関する省令第二条の三の規定に基づき平成二十六年度の拠出金調整金額の算定に係る厚生労働大臣が定める率を次のように定める。

平成二十六年三月三十一日　厚生労働大臣　田村　憲久

○・○○○五八三

○厚生労働省告示第百六十一号

地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律（平成二十四年法律第五十一号）の一部の施行に伴い、及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第七十六条第二項の規定に基づき、補装具の種目、購入又は修理に要する費用の額の算定等に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第五百二十八号）の一部を次のように改正し、平成二十六年四月一日から適用する。

平成二十六年三月三十一日　厚生労働大臣　田村　憲久

第一項中「第五条二十四項」を「第五条二十三項」に改め、第三項中「百分の百三」を「百分の百四・八」に改め、第四項中「百分の百五」を「百分の百八」に改める。

○厚生労働省告示第百六十二号

消費税法施行令（昭和六十三年政令第三百六十号）第十四条の四の規定に基づき、消費税法施行令第十四条の四の規定に基づき厚生労働大臣が指定する身体障害者用物品及びその修理（平成三年厚生省告示第百三十号）の一部を次のように改正し、平成二十六年四月一日から適用する。

平成二十六年三月三十一日　厚生労働大臣　田村　憲久

第一項中第二十一号を削り、同項第二十二号の二中「別表第一の二」を「別表第一」に改め、同号を同項第二十一号とし、同項第二十八号の十中「地図情報及び位置」を削り、「人工衛星を利用した情報通信ネットワーク等を通じて位置情報を受信する機能及び触覚や音声信号のみにより情報を確認できる」を「触覚や音声信号のみにより情報を確認できる機能を有し、人工衛星を利用した情報通信ネットワーク等を通じて地図情報及び位置情報を受信する機能又は超音波を利用して障害物を検知する」に改める。

別表第一を削り、別表第一の二中「第二十一号の二」を「第二十一号」に改め、同表を別表第一とする。

別表第二中

「AV－100CP19型LCDモニタモデル	株式会社タイムズコーポレーション	兵庫県宝塚市高司一丁目6番11号」
AV－100CP19型LCDモニタモデル	株式会社エルモ社	愛知県名古屋市瑞穂区明前町6番14号」

を